

とち大平原交流センター管理運営業務仕様書

とち大平原交流センターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、とち大平原交流センター（以下「交流センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその他について定めることを目的とする。

2 管理運営の基本的な考え方

指定管理者は交流センターを管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿ってその管理を行うこと。

- （１）交流センターは、帯広市、芽室町及び中札内村の農村資源からなるとち大平原田園空間博物館の総合案内施設として農業及び農村の理解を促進し、都市と農村の交流を図るとともに、地域活動の用に供する施設であるため、その設置理念に基づき一体的、総合的な管理を行うこと。
- （２）上記（１）以外の目的による使用及び公序良俗に反した使用をしてはならない。
- （３）利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図ること。
- （４）施設の効用を最大限に発揮すること。
- （５）効率的かつ効果的な管理を行うこと。
- （６）災害その他緊急時の危機管理体制を確立すること。
- （７）個人情報適切な管理を行うこと。

3 施設の概要

- （１）名 称 とち大平原交流センター
- （２）所在地 帯広市川西町基線 61 番地 10、13
- （３）建物概要

構 造	木造平家建
敷地面積	7,929.5 m ²
延床面積	347.4 m ²
- （４）主な施設内容
情報展示コーナー、事務室、研修室 1、研修室 2、
多目的交流室 1、多目的交流室 2、調理実習室、
玄関、トイレ、廊下
- （５）附属施設

体験圃場	2,037 m ²
多目的広場	1,097 m ²
伝統家屋	木造桁葎二階建 213.27 m ²

農機具歴史館 新館 341.95 m²、旧館 298.59 m²

(6) その他施設

園路、駐車場、農作業準備室など

4 開館時間

開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたとき又は、指定管理者が必要と認めた場合であつてあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時的に変更することができる。

5 休館日

次のとおりとする。ただし、市長が認めたとき又は指定管理者が必要と認めた場合であつてあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時的に変更することができる。

(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日）

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

6 業務内容

(管理業務)

(1) 清掃・点検・修繕等に関する業務

①施設及び附属施設並びに敷地内全ての清掃・除雪業務

ア 日常清掃（日常的に必要な清掃業務）

イ 定期清掃（毎月1回。床清掃、ガラス清掃、玄関周り清掃等）

ウ その他清掃（年1回（特別清掃（床面・硝子）・垣根剪定）、年2回（調理室グリストラップ））

エ 除雪（降雪時。駐車場、通路等）

②設備の保守点検業務（消防用設備点検、保守業務等）

③施設の自動ドアや機械警備機器類等の保守点検業務

④施設の圃場管理業務

⑤施設の軽微な修繕

※管理施設の修繕については、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）

以上のものについては原則市が自己の費用と責任において実施するものとし、1件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(2) (1)のうち現在、第三者へ業務委託しているもの

業務名	内 容（回数など）
機械警備	期間：4月1日～3月31日 警備情報監視（火災、侵入、設備異常等） 緊急発報時における現場確認、応急処置等

消防用設備点検	消防用設備等の定期点検、消防訓練
除雪	駐車場の除雪 ※10cm以上の積雪時
調理室汚染浸透枳清掃(グリストラップ)	調理室の清掃 年2回
特別清掃(床面・硝子)	センター床面、硝子の清掃 年1回
体験圃場管理	体験圃場の整備や作付け補助など(4月～11月)
機械点検整備	草刈機等の作業機械(耕運機、除雪機)の保守点検・整備 期間:4月～10月
いけがき整備	伝統家屋周辺のいけがき整備 年1回
自動ドア年間保守	期間:4月1日～3月31日 センターロビーの自動ドア保守

(3) 貸館に関する業務

①研修、講習及び集会等を行う場を提供するため、研修室1、研修室2、多目的交流室1、多目的交流室2、調理実習室の貸出を行うこと。

②使用許可に関する申請受理及び許可

(4) 警備に関する業務

①諸室及び出入り口等の開錠・施錠の確認

②伝統家屋内監視カメラモニターの確認

③機械警備の開錠・施錠の確認

④施設の異常が認められたときは、速やかに現場へ急行し、原状回復に努めるとともに市に状況報告すること。

(5) 管理に関する経理業務

①維持管理経費(光熱水費等)の支払業務

②市からの指定管理料経理

(6) 利用料金に関する業務

①利用料金の徴収

②利用料金の減免に関する申請受理及び通知

③利用料金の後納に関する申請受理

④利用料金の還付に関する申請受理

(7) 総合的な管理に関する業務

①防火、災害に関する防災計画、避難計画、訓練等

- ②地域、住民との連携
 - ③AEDを設置すること。また、職員はとまち広域消防事務組合が実施する普通救命講習を受講するなど、AEDを使用できるようにすること。
 - ④その他防災上必要と認められること。
- (8) 市が無償貸与する備品の管理に関する業務
- ①破損、盗難注意
 - ②定期点検
(備品一覧表は別紙のとおり)
- (9) その他必要な管理業務
- ①視察の対応
 - ②各種統計等資料の作成、調査の回答

(運営業務)

(1) とまち大平原田園空間博物館の総合案内業務

※注：とまち大平原田園空間博物館とは

建物の中に展示する従来型の博物館とは異なり、自然景観、水路、建物のほか、地域の産業や住民活動そのものまでも含めた有形・無形のものを地域資源（＝展示物）と位置づけ、農村空間を「屋根のない博物館」に見立てたもの。

帯広市、芽室町及び中札内村の三市町村からなる。

博物館の玄関口として、来訪者等に対し、有形・無形の地域資源情報の提供や、相談、紹介、記録業務を行う。

- (2) 体験圃場の管理運営業務
- (3) 多目的広場の管理運営業務
- ①多目的広場利活用促進
 - ②芝生管理
- (4) 伝統家屋の管理運営業務
- ①伝統家屋の一般公開及び見学者対応
 - ②設置家財の管理
 - ③屋敷周り芝生管理
- (5) 農機具歴史館の管理運営業務
- ①農機具歴史館の一般公開及び見学者対応
 - ②農機具の管理
- (6) 施設の市民利用・活用を促進するための事業
- ①行事・イベントの実施
施設の設置目的の主旨に沿った、施設の市民利用・活用を促進するための食育・地産地消等の行事・イベントを年12回程度実施すること。
 - ②館内展示
交流スペース等を利用して、農業理解や食育、地産地消等の促進につながる情報

発信を行うこと。

③団体利用の促進

学校等の団体による農業理解や食育、地産地消等の学習のための施設利用を促進すること。

7 モニタリング

交流センターの管理運営状況について、「モニタリングマニュアル」に基づき、必要書類を期日までに提出すること。なお、モニタリングマニュアルに従って、市は評価を行い、評価結果については、市民に対して公表するとともに、次回の指定管理者の選定審査に活用することになるので留意すること。

(1) 年間事業計画

各年度の管理運営業務の実施前に、年間事業計画を作成し、市の承認を得ること。

なお、申請時に提案された事業計画書等の内容、及びその後の市との協議を踏まえ、毎年度の事業計画書にその内容を盛り込むとともに、誠実に履行するよう努めるものとする。

(2) 管理報告

1日の管理運営状況について、日報等を作成して整理すること。

(3) 利用者アンケート

業務実施に当たり、利用者へのアンケート調査等により、施設の利用に関するニーズを把握し、積極的なサービスの向上に努めること。

8 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は市と協議し、決定すること。

9 賠償責任保険への加入義務について

施設の管理運営に伴う事故等に対応するため、指定管理者は賠償責任保険へ加入しなければならない。

10 職員の配置等について

本仕様書に掲げる業務に支障の無いように職員を配置し、管理運営に当たること。

- (1) 開館時間のうち日中（午前9時～午後5時30分）は常駐職員を2人以上（うち、1人は事務室に配置すること）、夜間（午後5時30分～午後10時）は常駐職員を1人以上配置すること。
- (2) 事務室に配置する職員は、帯広十勝の農業に精通し、土地勘があり、パソコン操作ができるものとする。観光業等のガイド経験を有することが望ましい。
- (3) 管理運営の総括責任者として、施設長を置くこと。

11 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

12 個人情報について

業務を行うにあたっては、個人情報の管理・保護に十分気を配り、個人情報の保護に関する法令等に基づき、適切に対応すること。

13 事業の提案について

独自提案による事業（自主事業）を実施する際は、指定管理者はあらかじめ年間の事業を計画し、市の承認を得て実施すること。

また、自主事業は当該施設の設置目的に沿った取組とすること。

14 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行うことができる。指定管理者は、理由なくこれを拒否できないこととする。

15 法令等の遵守

交流センターの管理運営業務を行うにあたっては、次の法令などの内容を理解の上、遵守すること。

- (1) とちぎ大平原交流センター条例及び施行規則
- (2) 帯広市情報公開条例
- (3) 帯広市行政手続条例
- (4) 地方自治法
- (5) 個人情報の保護に関する法律
- (6) 消防法
- (7) 労働基準法
- (8) その他関連法規

16 その他

- (1) 利用者に見やすい箇所へ看板等により、指定管理者の名称を提示するものとする。
- (2) 帯広市が行うモニタリングに対応するものとし、指定管理者において係る費用については、指定管理者の負担とする。
- (3) 帯広市が推進する施策及び実施する事業に対して、できるだけ協力すること。